5　経済産業大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十一条の三第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これを認定書として当該認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第21条の４第１項の規定に基づき認定する。」

6　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十八による通知書を当該認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

（認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更の指示）

［新設］

第十四条の十五　経済産業大臣は、法第二十一条の四第三項の規定により認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の十九による通知書を当該変更の指示を受ける認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

（認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定の取消し）

［新設］

第十四条の十六　経済産業大臣は、法第二十一条の四第二項又は第三項の規定により認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第九の二十による通知書を当該認定が取り消される認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に交付するものとする。

（指定金融機関等に係る指定の申請等）

［新設］

第十四条の十七　法第二十一条の六第一項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第九の二十一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第二十一条の六第一項第一号に掲げる者であって、行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けている場合にあっては、当該免許等を証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第二十一条の六第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員等が法第二十一条の六第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員等が誓約する書面

2　経済産業大臣は、法第二十一条の六第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

［新設］

第十四条の十八　法第二十一条の六第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制に関する事項

イ　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を実施する部署に関すること。

ロ　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る人的構成に関すること。

ハ　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施に係る貸付けの手続及び審査に関する事項

三　その他革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施に関する事項